

議案第61号

沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年8月30日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の次に次の1条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。